

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

福崎町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

兵庫県神崎郡福崎町

3 地域再生計画の区域

兵庫県神崎郡福崎町の全域

4 地域再生計画の目標

福崎町の人口は、平成 17 年の 20,669 人をピークに減少しており、平成 27 年には 19,738 人（平成 27 年国勢調査結果）まで落ち込んでいる。住民基本台帳によると令和 2 年には 18,999 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所によると令和 27 年には 18,805 人まで減少、この 30 年間で 933 人の減少になると予想される。

年齢 3 区分別の人口動態をみると、年少人口は昭和 60 年の 4,241 人をピークに減少し、平成 27 年には 2,698 人となっている。一方、老年人口は平成 7 年に年少人口を上回り、平成 27 年には 5,391 人となっており、今後も増加が続く見込みである。また、生産年齢人口は 2005 年の 13,594 人をピークに減少し、平成 27 年には 11,649 人となっている。

自然動態をみると、出生数は昭和 59 年の 245 人をピークに減少傾向にあり、平成 30 年には 148 人となる一方、死亡数は増加傾向にあり、平成 30 年には 232 人（84 人の自然減）となっている。自然減の状態は平成 18 年以降続いており、その差は拡がりをみせている。また、合計特殊出生率は平成 27 年には 1.60 と、全国、兵庫県の数値より高くなっているが、人口置換水準には達していない。

社会動態をみると、近年は社会増と社会減を繰り返しながら推移している。平成 25 年までは社会減が続いていたが、平成 26 年以降は概ね社会増の傾向となり、平成 30 年には 47 人の社会増となっている。しかし、年齢階級別の人口移動

をみると、平成17年及び平成22年を基準とした20～24歳の人口が、男女とも5年後には大きく減少しており、若年層の流出が特に大きい状況にある。

このように、人口の減少は出生数の減少（自然減）や、本町の基幹産業である商工業の衰退に伴い、雇用機会が減少したことで、若者が町外へ流出（社会減）したことなどが要因と考えられる。今後も人口減少が進むことで、コミュニティ機能の低下、地域経済活動の低下、公共交通機関の維持困難など、様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、本町の特性を生かし、住んで学んで働けるまちとして、安全に安心して暮らせる環境を充実することで転入促進を図る。特に子育て世代については、子育て支援や教育環境の充実、雇用対策などに取り組むことで定住魅力を向上して転入を促進し、多様な世代が定住するバランスのとれた人口構造をめざす。また、若い世代が定住する活力あるまちの実現をめざす。

本町では、平成31年3月に第5次総合計画（後期基本計画）を策定し、人口の現状・将来見通しを踏まえ、令和5年に19,500人を維持することを目標に掲げている。中期的には、子育てしやすいまち、企業立地、農業活性化などによる働く場所の確保や空き家バンク等により定住促進を進め、U・J・Iターンの定着など社会増を継続する効果的な対策の実施が必要である。また、結婚、出産、子育て、教育について切れ目ない支援を行い、合計特殊出生率を国民希望出生率である1.8をめざす。長期的には、人口減少だけではなく、高齢化による生産年齢人口の減少が課題となり、出生率を高め転入を増やす取り組みを継続しつつ、女性や高齢者が社会の担い手として活躍できるよう環境を整える必要がある。

このような問題に対応するため、本計画では、次の基本項目を掲げ、安心なまちづくり・子育て環境づくり・定住促進と文化観光まちづくり・産業振興と雇用に取り組んでいく。

- ①基本目標1 誰もが住みやすく、いきいきと安心して暮らせるまちづくり
- ②基本目標2 結婚、出産、子育てのしやすい環境づくり
- ③基本目標3 福崎町への新しいひとの流れをつくる
- ④基本目標4 安定して働くための産業振興と雇用をつくる

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与 する地方版 総合戦略の 基本目標
ア	「住みよい」と感じる住 民の割合	86.8%	90.0%	基本目標 1
イ	出生数	148人	180人	基本目標 2
	「子育てしやすいまち」 と思う人の割合	55.3%	70.0%	
ウ	転入超過数	47人	50人	基本目標 3
	観光入込客数	418千人	500千人	
	JR 福崎駅乗車数	611千人	650千人	
エ	事業所数	971者	1,000者	基本目標 4
	従業者数	11,729人	12,000人	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

福崎町まち・ひと・しごと創生事業

- ア 誰もが住みやすく、いきいきと安心して暮らせるまちづくり事業
- イ 結婚、出産、子育てのしやすい環境づくり事業
- ウ 福崎町への新しいひとの流れをつくる事業
- エ 安心して働くための産業振興と雇用をつくる事業

② 事業の内容

ア 誰もが住みやすく、いきいきと安心して暮らせるまちづくり事業

住民や地域主体のまちづくりを推進し、いつまでも健康で暮らせるまちづくり、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める。

(1) 住民主体のまちづくりとして、住民自らが地域の課題について考え解決する主体的な取り組みや、活動の場づくりへの支援を行い、地域の活性化を促進するとともに住民主体のまちづくりを推進する。

(2) いつまでも健やかに暮らせる健康社会づくりとして、誰もが受診しやすい健診体制の整備と健診に対しての意識啓発を行い、受診率の向上をめざすとともに、疾病の重症化や感染予防のため予防接種の勧奨に努める。また、様々な健康づくりの情報や機会を提供し、住民の自主的な健康づくり活動を支援するとともに、健康づくりと一体的に食育事業を推進する。

(3) 誰もが安心して暮らせるまちづくりとして、年齢、性別、障がい、文化の違いにかかわらず、誰もが地域社会の一員として安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮できる社会づくりを推進するとともに、防災・減災対策に努め、災害に強いまちづくりを推進する。

【具体的な取組】

- ・ 自立(律)のまちづくり交付金事業
- ・ 医療機関との連携強化事業
- ・ 巡回バス運行事業
- ・ 雨水幹線整備事業 等

イ 結婚、出産、子育てのしやすい環境づくり事業

若い世代が安心して結婚、子育てができるよう妊娠期から子育て期にかけて包括的・継続的な相談支援体制を構築する。また、子育て家庭への経済的な負担の軽減を図るとともに、多様な働き方に対しての支援を推進する。

(1) 安心して結婚・出産ができる環境づくりとして、出会いや成婚につながる活動を支援するとともに、安心して妊娠、出産、育児ができるよう相談や健診等を充実させるとともに、経済的負担の軽減のため

の支援を行う。

- (2) 子育て支援として、乳幼児期から学童期までの子どもの健やかな成長を支援するため、子育て支援者と連携し、相談業務等の充実を図るとともに、子育て世代のニーズに合った支援施策を実施する。

【具体的な取組】

- ・ 特定不妊治療費助成事業
- ・ 子育て支援センター事業
- ・ 公園の整備 等

ウ 福崎町への新しいひとの流れをつくる事業

空き家や土地利用の活性化を促進し、観光資源の効果的な活用や官民連携による文化財を活用した文化・観光のまちづくりを推進するとともに、本町の魅力を効果的に情報発信し、交流人口の増加及び本町への移住・定住の促進を図る。

- (1) 移住・定住の促進として、空き家の利活用、市街化調整区域の有効な土地利用を促進するとともに、移住への支援を行い、U I J ターンのしやすい環境を形成する。
- (2) 観光振興・民俗学のふるさとづくりの推進として、地域にある観光資源を活用した事業を展開するとともに官民連携による観光交流センターを核とした交流とまちの活性化、三木家住宅の宿泊施設への改修や、それに伴う収蔵施設の整備など文化財を活用した文化観光のまちづくりを推進する。また、ホームページやSNSなどで地域の魅力や観光情報などを積極的に発信する。
- (3) 連携中枢都市圏等の新たな広域連携の推進として、連携中枢都市圏の市町の観光スポットを広域的に紹介することにより、来訪者の増加をめざすとともに、同圏の市町の施設を相互利用することにより住民の利便性の向上を図るなど播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンを推進する。

【具体的な取組】

- ・ 空き家利用促進事業
- ・ 福崎駅周辺への生活利便施設の誘致

- ・ 移住支援事業
- ・ ふるさと教育事業
- ・ 地域資源の発掘、育成、活用事業
- ・ 妖怪ベンチG P 事業
- ・ 三木家住宅、辻川界限歴史・文化館活用事業
- ・ 観光交流センターを拠点とした交流・まちの活性化事業
- ・ 広域観光連携事業 等

エ 安定して働くための産業振興と雇用をつくる事業

福崎町商工業振興基本条例 に基づき、既存産業とともに地域経済に活力をもたらす企業・事業の育成や支援などにより地域産業の強化に取り組むとともに、福崎町東部工業団地の拡張を進め安定した雇用を創生する。また、農業の活性化に向けた取り組みや新しい農業経営の支援に努める。

- (1) 農業の活性化に向けた取り組みの展開として、新規就農者や意欲ある担い手の確保・育成を行うとともに、特産品もち麦の健康機能を前面に押し出したブランド化を確立することにより、もち麦の消費拡大、6次産業化の拡大を図り、生産者の農業経営の安定につなげる。
- (2) 地域と一体となった商工業の振興促進については、ホームページ等による工業団地の空き情報の提供を行い、福崎町東部工業団地の拡張を進めるなど、安定して働くための産業振興と雇用の場づくりを推進するとともに、企業の生産性向上を促進する。また、商工会と連携し、起業創業などの支援を行い、新たな雇用創出に繋げる取り組みを行う。
- (3) 希望や生きがいをかなえる雇用の創出として、パンフレットやホームページによる工業団地の紹介及び商工会やハローワークなどと連携し、求職情報の提供や地元企業の就職面接会・相談会の開催などを実施する。また、誰もが社会の一員として希望や生きがいを持てるよう再就職や起業等の支援を図る。

【具体的な取組】

- ・ 担い手の確保・育成事業

- ・特産品ブランド化事業
- ・小規模商業店舗活性化事業
- ・工業団地拡張事業
- ・中小企業支援事業
- ・地元企業への就労支援事業 等

※なお、詳細は「福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略【第2期】」のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

50,000千円（2021年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

町長を本部長とした各課長等で構成する「福崎町まち・ひと・しごと創生推進本部」などの庁内組織および、住民をはじめ、産業界、教育機関、金融機関といった外部有識者等で構成する「福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」を組織し、P D C A サイクルにより推進会議が中心となって、重要業績評価指標（K P I）を基に、実施した施策・事業の効果を毎年度4月に検証し、必要に応じて翌年度以降の取組方針を改訂する。

また、検証後速やかに福崎町公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで